

2023年1月6日

東京都千代田区神田猿樂町2-8-16

日本共済株式会社

代表取締役社長 松本克己

## 保険契約の移転の完了にかかる公告

日本共済株式会社（以下「当社」といいます。）は、保険業法第272条の29において準用する同法第7章第1節の規定に基づき、内閣総理大臣の認可を得て、その保有する保険契約の一部をすまい共済株式会社との共同保険契約としました。2023年1月1日以降、当社とすまい共済株式会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

保険業法第272条の29において準用する同法第140条第1項の規定に基づき、ここにお知らせします。

### 1. 保険契約の移転に関する手続きの経過

- (1) 当社は、2022年7月4日付で、すまい共済株式会社との間で保険契約の移転契約書を締結し、2022年8月1日に、保険業法第272条の29において準用する同法第137条第1項の規定に基づき、保険契約の移転に係る公告を行いました。同時に、移転対象契約の契約者さまに対し、保険契約の移転にかかるご案内を書面で通知しました。
- (2) また当社は、当該公告および契約者さま宛のご案内において、保険契約の移転に異議がある場合は、必要事項を明記のうえ、郵送にて2022年9月12日までにお申出いただくよう通知しました。
- (3) その結果、保険契約の移転に対する異議申立てが8件ありましたが、異議を申立てた移転対象契約者さまの数が移転対象契約者さまの総数の10分の1（10%）を超えず、異議を申立てた移転対象契約者さまの保険契約に係わる債権の額に相当する金額が、移転対象契約者さまの当該金額の総額の10分の1（10%）を超えないことから、保険業法第272条29において準用する同法第137条第4項に基づき、契約者の皆さまのご承認が得られたものとみなされました。

### 2. 本移転先会社について

移転先会社	すまい共済株式会社 代表取締役社長 鈴木和馬
所在地	東京都千代田区神田猿樂町2-7-17 織本ビル3F

### 3. 本移転全般に関するお問い合わせ先

日本共済株式会社 契約移転担当

TEL 03-3292-6900（月～金 10:00～17:00、土日祝を除きます）

なお、本件でご案内を差し上げる際は、郵便、電話のほか、SMS（ショートメッセージサービス）を利用することがありますので、ご了承ください。

以上